明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務九～一五）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一六）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一七～一九）　九
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十九年度秋期情報処理安全確保支援士試験合格者（経済産業省）　一六
平成二十九年度秋期情報処理技術者試験合格者（同）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、平成二十九年度マンション管理士試験合格者関係　八三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　八七
会社その他
会社決算公告　八八
会社決算公告　八九

告示

○財務省告示第九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十二日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百八十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆八千八十二億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千九百五十七億五千七十五万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千四十六億二千七百万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千七十八億二千二百二十五万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千九百九億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　一兆八千百七十八億五千五百五十四万円

八　最低額面金額

イ　価格競争入札発行　三千九百二十九億八千七百四十万六千円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年十二月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十三銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十三銭四厘